

第1章 総則

(設置)

第1条 宝が池公園に都市公園法第2条第2項に規定する運動施設を次のように設置する。

名称 京都市宝が池公園運動施設

位置 京都市左京区松ヶ崎東池ノ内町2番地

(事業)

第2条 京都市宝が池公園運動施設（以下「運動施設」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) スポーツのための施設の提供
- (2) スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

第2章 球技場等

(指定管理者による管理)

第3条 運動施設の球技場等（球技場、テニスコート、フットサルコート、体育館、アーバンスポーツパーク、トレーニングルーム、談話室、会議室、球技場会議室及び構内地をいう。以下同じ。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 球技場等の供用に係る業務
- (2) 球技場等の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間及び供用しない日)

第4条 球技場等（構内地を除く。）の供用時間及びこれらの施設を供用しない日は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 球技場等（アーバンスポーツパークにあつては、部分利用を除く。）を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、アーバンスポーツパークのメインパーク又はミニパークの全面利用をしようとする場合の条件は、別に定める。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、球技場等の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(利用料金等)

第6条 利用の許可を受けたもの及びアーバンスポーツパークの部分利用をしようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金（構内地に係るものを除く。）は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる利用時間の区分を超えて、球技場又は体育館を利用する場合の利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 構内地に係る利用料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、アーバンスポーツパークの部分利用及びトレーニングルームの利用料金を徴収しない。

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者

(5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、アーバンスポーツパークの部分利用の利用料金を徴収しない。

(1) 学齢に達しない者

(2) 小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）の児童

(3) 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）の生徒

7 利用者は、電気、ガス又は水道を特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

（利用料金の還付）

第7条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

第9条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

第3章 スポーツ広場及びこども体育館

（供用日及び供用時間）

第10条 少年スポーツ広場及びこども体育館（以下「広場等」という。）の供用日及び供用時間は、別表第5のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用資格）

第11条 広場等を使用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 本市の区域内に存する幼稚園（幼稚園に相当する各種学校を含む。）、小学校及び中学校

(2) 本市の区域内に存する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第6条の2の2第2項及び第3項に規定する内閣府令で定める施設

(3) 本市の区域内において子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所

(4) 本市の区域内において使用しようとする日の属する年度の初日において3歳以上6歳未満の者、小学校の児童又は中学校の生徒を対象とするスポーツ活動を行う団体であつて、市長が適当と認めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(使用の許可)

第12条 広場等を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第13条 こども体育館の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第6に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1号から第4号までのいずれかに該当するものについては、使用料を徴収しない。

3 第1項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第16条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

第4章 雑則

(京都市都市公園条例の適用)

第17条 運動施設に対する京都市都市公園条例の適用については、同条例第13条中「この条例」とあるのは、「この条例及び京都市宝が池公園運動施設条例」とする。

(委任)

第18条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 球技場又はその構内地の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に球技場及びその構内地の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第4条	第5条、第9条又は第14条
第6条第1項	第11条第1項

附 則（平成19年3月27日条例第47号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第86号）

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成21年3月31日規則第151号で平成21年5月1日から施行)

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月29日条例第71号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 球技場の利用に係る料金及びテニスコートの使用料の徴収その他これらを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(適用区分)
- 3 この条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年11月11日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第121号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項(球技場に関する部分を除く。)から附則第4項までの規定は平成26年4月1日から、次項(球技場に関する部分に限る。)の規定は平成27年1月1日から、第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は平成27年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 京都市宝が池公園運動施設(以下「運動施設」という。)の球技場、テニスコート、A会議室及びB会議室の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。
- 3 利用の許可の申請その他フットサルコートを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 4 第1条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 5 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の京都市宝が池公園運動施設条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったものであって、同条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる

同条の規定による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

- 6 第2条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第9条	第5条
第11条第1項	第9条第1項
第14条	第12条

附 則（平成26年11月11日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年6月16日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第14条を第18条とし、第13条を第17条とする改正規定、第3章中第12条の次に4条を加える改正規定及び別表第5の次に1表を加える改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、前項ただし書に規定する規定の施行前においても行うことができる。

附 則（平成28年3月30日条例第38号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日条例第32号抄）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 利用の許可の申請その他体育館、トレーニングルーム及び会議室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成31年3月28日条例第72号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市宝が池公園運動施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為及び改正後の条例の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月30日条例第53号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市宝が池公園運動施設条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市宝が池公園運動施設の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為及び改正後の条例の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金及び使用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る料金及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月13日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（「第4項」を「第3項」に改める部分に限る。）、第5条及び第7条（京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条の2の改正規定に限る。）の規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月20日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、各規定につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（令和7年2月28日規則第47号で第1条並びに附則第3項及び第4項の規定にあっては令和7年4月1日から、第2条の規定にあっては同月20日から施行）

（準備行為）

2 利用の許可の申請その他アーバンスポーツパーク及び球技場会議室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（調整規定）

3 第2条の規定の施行の日が、第1条の規定の施行の前日である場合には、第1条のうち別表第2備考1の改正規定中「午前8時」とあるのは「午前8時（アーバンスポーツパークにあっては、午前9時）」と、「（球技場にあっては、午前9時）」とあるのは「球技場及び」とする。

4 前項の場合において、第2条のうち別表第2備考1の改正規定中「午前8時」の右に「（アーバンスポーツパークにあっては、午前9時）」を、「午後9時」とあるのは「午後9時」と、「加え」とあるのは、「球技場」の右に「及びアーバンスポーツパーク」を加え」とする。

別表第1（第4条関係）

区分		供用時間	供用しない日
球技場	全面利用	午前8時から午後9時まで	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
	特定部分利用	午前8時から午後9時までの間において、別に定める。	
テニスコート、フットサルコート、体育館、トレーニングルーム、談話室、会議室及び球技場会議室		午前8時から午後9時まで	
アーバンスポーツパーク	メインパーク	午前9時から午後7時まで	
	ミニパーク	午前9時から午後9時まで	

備考 「特定部分利用」とは、球技場の半面を超えない部分を入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。

別表第2（第6条関係）

区分	利用料金
----	------

			午前		午後		夜間		全日					
			ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ				
球技 場	ア マ チ	入場料を 徴収しな い場合	円	円	円	円	円	円	円	円				
		29,330	22,000	38,760	29,330	38,760	29,330	106,850	80,660					
	ユ ア ス ポ ー ツ	入場料を 徴収する 場合	36,660	27,230	48,190	37,710	48,190	37,710	133,040	102,650				
		入場料を 徴収しな い場合	88,000	66,000	115,230	89,040	115,230	89,040	318,460	244,080				
		入場料を 徴収する 場合	111,040	84,850	145,610	111,040	145,610	111,040	402,260	306,930				
テニスコート（1面 1時間につき）								2,090	1,670					
フットサルコート （1時間につき）								6,280	4,180					
体育 館	全 面 利 用	アマチュ アスポー ツ	A	14,660	A	11,000	14,660	11,000	20,430	15,710	C	49,750	C	37,710
			B	9,430	B	7,330					D	44,520	D	34,040
	その他	A	157,140	A	120,480	157,140	120,480	217,380	169,180	C	531,660	C	410,140	
		B	108,430	B	84,330					D	482,950	D	373,990	

	半面利用（1 時間につき）							1,410	1,240		
アメ ー イ バ ン パ ス ー ポ ク ー ツ パ ー ク	全面利用	21,000	15,000	28,000	20,000	10,500	7,500	70,000	50,000		
	部 分 利 用	一 般	市内在 住者						1,200	800	
		市外在 住者							1,500	1,000	
	（ 1 人 1 回 に つ き）	（ 1 人 1 回 に つ き）	高等学校 の生徒等						900	500	
		大学の学 生等							1,000	600	
	部 分 利 用 （ 1 人 1 月 に つ き）	一 般	市内在 住者							8,000	
		市外在 住者								10,000	
		（ 1 人 1 月 に つ き）	高等学校 の生徒等							5,000	
		大学の学 生等								6,000	
	ミ ニ	全面利用	9,000	6,000	12,000	8,000	10,500	7,000	36,000	24,000	
部	一 般	市内在						600	400		

パ 分 一 利 ク 用 (1 人 1 回 に つ き)	般	住者									
		市外在 住者							750	500	
	1	高 等 学 校 の 生 徒 等							450	250	
			大 学 の 学 生 等							500	300
	部 分 利 用 (1 人 1 月 に つ き)	一 般	市内在 住者								4,000
			市外在 住者								5,000
		1	高 等 学 校 の 生 徒 等								2,500
				大 学 の 学 生 等							
		ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	1人1回 につき								460
		1人1月 につき								4,600	
談 話 室 (1 時 間 に つ き)										1,020	

会議室（1時間につき）		520
球技場会議室	球技場と併用する場合（1日につき）	2,820
	その他（1時間につき）	520
付属設備	別に定める。	

備考

- 1 「午前」とは午前8時（アーバンスポーツパークにあつては、午前9時）から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時（アーバンスポーツパーク（メインパークに限る。）にあつては、午後7時）までを、「全日」とは午前8時（アーバンスポーツパークにあつては、午前9時）から午後9時（アーバンスポーツパーク（メインパークに限る。）にあつては、午後7時）までをいう。
- 2 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 3 ア欄は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。
- 4 A欄からD欄までに掲げる額は、それぞれ次に掲げる時間帯において体育館を利用した場合について適用する。
 - (1) A欄 午前8時から正午まで
 - (2) B欄 午前9時から正午まで
 - (3) C欄 午前8時から午後9時まで
 - (4) D欄 午前9時から午後9時まで
- 5 利用者が入場料を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当す

る額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

- 6 特別の設備を準備し、又は撤去する場合の利用料金は、催物の区分に応じ、この表の規定により計算した額（5の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）のそれぞれ2分の1に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 7 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、この表の規定により計算した額（5又は6の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）との均衡を考慮して、その都度別に定める。
- 8 球技場の特定部分利用（球技場の半面を超えない部分を入場料を徴収しないで専らアマチュアスポーツのために利用する場合をいう。）に係る利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあつては1時間につき4,920円、その他の日にあつては1時間につき3,660円とする。
- 9 午後5時から午後9時までの間にフットサルコートを利用する場合の利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあつては1時間につき8,370円、その他の日にあつては1時間につき6,280円とする。
- 10 1時間を単位として体育館を利用する場合の全面利用に係る利用料金の上限額は、この表の規定にかかわらず、日曜日等にあつては1時間につき2,820円、その他の日にあつては1時間につき2,350円とする。
- 11 「一般」とは、高等学校の生徒等及び大学の学生等以外の者をいう。
- 12 「市内在住者」とは本市の区域内に住所を有する者を、「市外在住者」とは市内在住者以外の者をいう。
- 13 「高等学校の生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。）の生徒
 - (2) 高等専門学校の学生
 - (3) 15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの

間にある者（(1)及び(2)に掲げる者を除く。）

14 「大学の学生等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 大学（大学院、短期大学、専修学校の専門課程及び大学に相当する各種学校を含む。）の学生

(2) 18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（(1)に掲げる者を除く。）

別表第3（第6条関係）

区分			利用料金（1時間につき）	
			ア	イ
球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	円 12,570	円 8,480
		入場料を徴収する場合	14,660	12,570
	その他	入場料を徴収しない場合	34,570	26,190
		入場料を徴収する場合	45,040	34,570
体育館	アマチュアスポーツ	6,380	4,830	
	その他	63,410	48,970	

備考

- 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- ア欄は日曜日等に利用する場合について、イ欄はその他の日に利用する場合について、それぞれ適用する。
- 超える時間が1時間未満であるとき、又は1時間未満の端数があるときは、30分以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。

別表第4（第6条関係）

区分	単位	利用料金
売店、食堂又はこれらに類する施設を設	1平方メートルにつき1日	円

置して行う営業		1,560
立ち売り又は行商	1人につき1日	3,450
広告その他	別に定める。	

別表第5（第10条関係）

区分	供用日	供用時間
少年スポーツ広場	1月4日から12月28日まで	午前6時から午後6時まで
こども体育館		午前9時から午後6時まで

別表第6（第13条関係）

区分	使用料（1時間につき）
日曜日等	円 2,820
その他の日	2,350